

# 静岡県多面的機能支払交付金交付要綱

制定 平成 26 年 7 月 1 日農保第 206 号  
最終改正 令和 3 年 9 月 1 日農保第 1106 号

## 第 1 趣旨

知事は、地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号農林水産省生産局長 27 農振第 2219 号農林水産省農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）に基づく事業を行う市町及び「実施要綱」第 3 の 2 の（1）で規定する多面的機能支払の実施に関する基本方針において、多面的機能支払推進交付金の事業実施主体と定められた組織（以下「地域協議会」という。）に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、多面的機能支払交付金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2253 号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2222 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付要綱」という。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成 26 年政令第 347 号）、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの要綱の定めるところによる。

## 第 2 交付の対象及び交付率

交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

## 第 3 交付の申請

### （1）提出書類

- ア 交付申請書（様式第 1 号）
- イ 資金状況調べ（様式第 6 号）

### （2）提出期限

別に定める日まで

## 第 4 交付の条件

次に掲げる事項を、交付を決定する際の条件とする。

- （1）市町長は、次の事項に掲げる一に該当する場合には、あらかじめ当該事業を実施する地域を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）の承認を受けなければならない。
  - ア 事業の内容の変更（別表に定める重要な変更に限る。）をしようとする場合
  - イ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- （2）市町長は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農林事務所長に報告してその指示を受けなければならない。
- （3）市町長は、交付金に係る事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して市町の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておくとともに、収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金に係る事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(4) 市町長は、当該交付金に係る事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(5) 市町長は、実施要綱第5に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、上記（1）から（4）の規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、市町長は、事業実施主体からアの(イ)に係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を農林事務所長に納付しなければならない。

#### ア 財産の管理等

(ア) 事業実施主体は、交付対象経費（交付金に係る事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接交付金に係る事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(イ) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。

#### イ 財産の処分の制限

(ア) 事業実施主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、農林水産大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市町長の承認を受けなければならない。

(イ) (ア)の承認については、アの(イ)の規定を準用する。

#### ウ 財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### エ 契約等

(ア) 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(イ) 事業実施主体は、(ア)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第10号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(6) 市町長は、(5)イの(ア)の承認をしようとするときは、あらかじめ農林事務所長の承認を受けなければならない。

### 第4の2 交付決定前の着手

市町及び地域協議会が、事業を円滑かつ効率的に遂行するため、本要綱による交付決定前に、別表「事業の区分」に記載の事業に着手する場合であっても、次のいずれも了知である場合に限り対象とする。

(1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失を自らが負担すること。

(2) 交付決定額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

(3) 当該交付金については、交付決定を受けるまでの期間内においては、その計画に変更がないこと。

- (4) 別表「事業の区分」3に掲げる事業については、事業の内容が的確となり、かつ、当該交付金の交付が確実にってから着手するものとする。

第5 変更の承認申請

提出書類

変更承認申請書（様式第2号）

第6 遂行状況報告

- (1) 提出書類

遂行状況報告書（様式第3号）

- (2) 提出期限

交付金の交付決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況を翌年の1月20日まで

第7 実績報告

- (1) 提出書類

実績報告書（様式第4号）

- (2) 提出期限

交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月15日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類

請求書（様式第5号）

- (2) 提出期限

交付金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類

ア 概算払請求書（様式第5号）

イ 資金状況調べ（様式第6号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該交付金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に交付金所要額を交付対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを交付金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う交付金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該

交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（（１）または（２）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）により速やかに農林事務所に報告するとともに、農林事務所長の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

#### 第11 返還

- （１）市町は、実施要領第1の11の（５）又は実施要領第1の15の（２）若しくは実施要領第2の14の（５）又は実施要領第2の19の（２）により対象組織から返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び県の助成した額を県に返還するものとする。
- （２）市町及び地域協議会に交付すべき交付額を確定した場合において、すでにその額を超える金額が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

#### 第12 書類の提出

この要綱による提出書類は、農林事務所長に提出するものとする。

#### 第13 読替規定

別表「事業の区分」4に掲げる事業を地域協議会が実施する場合は、第4（１）から（４）、第10及び第12に「市町」とあるのは「地域協議会」と、「農林事務所長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い農地・水保全対策事業交付金交付要綱（平成19年7月24日付け農保第156号建設部長通知）（以下、「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 なお、旧要綱により申請のあったものについては、本要綱により申請のあったものとみなす。この場合において、「農地・水保全対策事業」は「多面的機能支払交付金」と、「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」及び「共同活動支援交付金」は「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）」と、「向上活動支援交付金」は「資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）」と、「農地・水保全管理支払推進事業」は「多面的機能支払推進交付金」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

この改正は、平成27年度分の交付金から適用する。

#### 附 則

この改正は、平成28年度分の交付金から適用する。

#### 附 則

この改正は、平成29年度分の交付金から適用する。

#### 附 則

この改正は、令和元年度分の交付金から適用する。

#### 附 則

この改正は、令和2年度分の交付金から適用する。

#### 附 則

この改正は、令和3年度分の交付金から適用する。

なお改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当する規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

別 表（第2及び第4関係）

事業の区分	交付対象経費	交付率	重要な変更
1 農地維持支払交付金	実施要綱別紙1第4に定める対象活動を実施する実施要綱別紙1第2に定める対象組織に対し、市町が農地維持支払交付金を交付するのに要する経費の財源に充てるために要する経費	当該事業に要する経費の4分の3以内	様式第1号の添付様式1-1の1及び様式第2号の添付様式1-2の1の交付計画の変更
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	実施要綱別紙2第4の1及び3に定める対象活動を実施する実施要綱別紙2第2の1及び3に定める対象組織に対し、市町が資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）を交付するのに要する経費の財源に充てるために要する経費	当該事業に要する経費の4分の3以内	様式第1号の添付様式1-1の2及び様式第2号の添付様式1-2の2の交付計画の変更
3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	実施要綱別紙2第4の2に定める対象活動を実施する実施要綱別紙2第2の2に定める対象組織に対し、市町が資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を交付するのに要する経費の財源に充てるために要する経費	当該事業に要する経費の4分の3以内	様式第1号の添付様式1-1の3及び様式第2号の添付様式1-2の3の交付計画の変更
4 多面的機能支払交付金に係る推進事業	多面的機能支払交付金に係る推進事業を実施する市町及び地域協議会が、推進交付金実施要綱別紙1の第2及び第3に定める事業の実施に要する経費の財源に充てるために要する経費	当該事業に要する経費の10分の10以内（千円未満切り捨て）	様式第1号の添付様式1-1の4及び様式第2号の添付様式1-2の4の事業計画の変更

多面的機能支払交付金交付申請書

第 年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

又は

静岡県知事 氏 名 様

[市町]  
市町長 氏 名

又は

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名

年度において、次の事業を実施したいので、交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請額： 円 ((1)+(2))  
(内訳)

- (1) 多面的機能支払交付金分： 円 ((1)=①+②+③)
- ①農地維持支払交付金分： 円
- ②資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）分： 円
- ③資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）分： 円
- (2) 多面的機能支払交付金に係る推進事業分： 円
- (交付金所要額) (交付金に係る消費税仕入控除税額) (交付金額)
- 円 - 円 = 円

2 事業の内容：添付書類のとおり  
添付書類

- (1) 多面的機能支払交付金（添付様式1-1）
- (2) 多面的機能支払交付金事業実施計画書（実施要領：様式第2-9号）の写し、日本型直接支払推進交付金市町推進事業実施計画書（推進交付金実施要領：様式第2号）の写し（市町のみ）  
日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画書（推進交付金実施要領：様式第3号）の写し（地域協議会のみ）
- (3) 多面的機能支払対象組織交付一覧表（添付様式2）（市町のみ）

3 概算払の承認申請

(1) 金額 円 (①+②)  
(内訳)

- ①多面的機能支払交付金分： 円 (①=㉞+㉟+㊱)
- ㉞農地維持支払交付金分： 円
- ㉟資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）分： 円
- ㊱資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）分： 円
- ②多面的機能支払交付金に係る推進事業分： 円

- (2) 理由
- (3) 時期

口座振替先 金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義人（カナ）

（注） 地域協議会は以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名

(添付様式1-1)

多面的機能支払交付金

(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金・多面的機能支払交付金に係る推進事業)

1 農地維持支払交付金交付計画

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
田			
畑			
草地			
合計			

2 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。) 交付計画

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交 付 申 請 額 (円)
地域資源の質的向 上を図る共同活動	田		
	畑		
	草地		
	計 (①)		
組織の広域化・体制強化 (②)			
合計 (①+②)			

3 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) 交付計画

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
田			
畑			
草地			
合計			

4 多面的機能支払交付金に係る推進事業事業計画

事業計画額 (円)	交付申請額 (円)

【農地維持支払・資源向上支払(共同活動・長寿命化関係)】

交付対象組織	認定農用地面積(単位:ha)				農地維持支払				資源向上支払(共同活動)				資源向上支払(長寿命化)				交付金額合計(単位:円)			
	合計		交付対象農用地面積(単位:ha)		合計		交付対象農用地面積(単位:ha)		合計		交付金額(単位:円)		交付対象農用地面積(単位:ha)		合計		交付金額(単位:円)		合計	
	田	畑	草地	合計	田	畑	草地	合計	田	畑	草地	合計	田	畑	草地	合計	田	畑	草地	合計
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 資源向上支払(共同活動)欄の「交付対象農用地面積」欄には、「基本農地」、「75%農地」、「75%未満の5%農地」及び「75%未満の5%未満の5%農地」がそれぞれを記載すること。

多面的機能支払交付金変更承認申請書

第 年 月 日 号

農林事務所長 氏 名 様  
又は  
静岡県知事 氏 名 様

[市町]  
市町長 氏 名  
又は  
[地域協議会]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた多面的機能支払交付金の計画を、次のとおり変更し [金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

（注1）金額の変更がない場合は、[ ] の部分を除くこと。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（1）変更交付申請額 円（①+②）

（内訳）

①多面的機能支払交付金分： 円（①=㉞+㉟+㊱）  
㉞農地維持支払交付金分： 円  
㉟資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）分： 円  
㊱資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）分： 円  
②多面的機能支払交付金に係る推進事業分： 円  
（交付金所要額） （交付金に係る消費税仕入控除税額） （交付金額）  
円 - 円 = 円

（2）事業の内容：添付書類のとおり

添付書類

- ①多面的機能支払交付金（変更）（添付様式1-2）
- ②多面的機能支払交付金事業実施計画書（変更）（実施要領：様式第2-9号）の写し、日本型直接支払推進交付金市町推進事業実施計画書（変更）（推進交付金実施要領：様式第2号）の写し（市町のみ）  
日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画書（変更）（推進交付金実施要領：様式第3号）の写し（地域協議会のみ）
- ③多面的機能支払対象組織交付一覧表（添付様式2）（市町のみ）

口座振替先 金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義人（カナ）

（注） 地域協議会は以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

(添付様式 1 - 2)

多面的機能支払交付金 (変更)  
(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金・多面的機能支払交付金に係る推進事業)

1 農地維持支払交付金交付計画 (変更)

区 分		対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
田	変更前			
	変更後			
畑	変更前			
	変更後			
草地	変更前			
	変更後			
合計	変更前			
	変更後			

2 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。) 交付計画 (変更)

区 分		対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交付申請額 (円)
地域資源の質的向上を 図る共同活動	田	変更前		
		変更後		
	畑	変更前		
		変更後		
	草地	変更前		
		変更後		
計 (①)	変更前			
	変更後			
組織の広域化・体制強化 (②)	変更前			
	変更後			
合計 (①+②)	変更前			
	変更後			

3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）交付計画（変更）

区 分		対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交 付 申 請 額 (円)
田	変更前			
	変更後			
畑	変更前			
	変更後			
草地	変更前			
	変更後			
合計	変更前			
	変更後			

4 多面的機能支払交付金に係る推進事業事業計画（変更）

	事業計画額 (円)	交付申請額 (円)
変更前		
変更後		

多面的機能支払交付金遂行状況報告書

第 年 月 日 号

農林事務所長 氏 名 様  
又は  
静岡県知事 氏 名 様

[市町]  
市町長 氏 名  
又は  
[地域協議会]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付け 第 号で変更交付決定通知）のあった多面的機能支払交付金について、下記のとおり事業の遂行状況を報告します。

事業の区分	交付金 (A)	事業の遂行状況 ( 年12月31日) (B)	進捗率 (B/A)	備考
1 農地維持支払交付金	円	円	%	
2 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。)				
3 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)				
4 多面的機能支払交付金に係る推進事業				
合 計				

(注) 地域協議会は以下の項目についても記載すること。  
責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名

多面的機能支払交付金実績報告書

第 年 月 日 号

農林事務所長 氏 名 様  
又は  
静岡県知事 氏 名 様

[市町]  
市町長 氏 名  
又は  
[地域協議会]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び 年 月 日付け 第 号で変更交付決定通知）のあった事業について、下記のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 円 ((1)+(2))  
(内訳)  
(1) 多面的機能支払交付金分： 円 ((1)=①+②+③)  
①農地維持支払交付金分： 円  
②資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）分： 円  
③資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）分： 円  
(2) 多面的機能支払交付金に係る推進事業分： 円

2 事業実績の内容

添付書類

- (1) 多面的機能支払交付金事業実績（添付様式1-3）  
(2) 多面的機能支払交付金事業実績報告書（実施要領：様式第2-9号）の写し、日本型直接支払推進交付金市町推進事業実績報告書（推進交付金実施要領：様式第2号）の写し（市町のみ）  
日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実績報告書（推進交付金実施要領：様式第3号）の写し（地域協議会のみ）  
(3) 多面的機能支払対象組織交付一覧表（添付様式2）（市町のみ）

(注) 地域協議会は以下の項目についても記載すること。  
責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名

(添付様式 1 - 3)

多面的機能支払交付金事業実績  
(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金・多面的機能支払交付金に係る推進事業)

1 農地維持支払交付金交付事業実績

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付済額 (円)	交付決定額 (円)
田			
畑			
草地			
合計			

2 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く。) 交付事業実績

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付額 (円)	交 付 決 定 額 (円)
地域資源の質的向 上を図る共同活動	田		
	畑		
	草地		
	計 (①)		
組織の広域化・体制強化 (②)			
合計 (①+②)			

3 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) 交付事業実績

区 分	対象農用地 面積 (a)	対象組織への 交付済額 (円)	交付決定額 (円)
田			
畑			
草地			
合計			

4 多面的機能支払交付金に係る推進事業事業実績

事業実績額 (円)	交付決定額 (円)

様式第5号（第8及び第9関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付金の交付の確定（決定）を受けた  
多面的機能支払交付金の交付金として、上記のとおり請求します。

（内 訳）

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 交付確定（決定）額（①） | 円 |
| 2 前回までの受領額（②）  | 円 |
| 3 今回請求額（③）     | 円 |
| 4 差引残額（①－②－③）  | 円 |

年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

又は

静岡県知事 氏 名 様

[市町]

住 所

市 町 名

市町長名

氏

名

又は

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代表者名

氏

名

（注） 地域協議会は以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（第9関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

資金状況調べ

1 農地維持支払交付金

区分 月別	収 入			支 出			差引 残高
	交付金 円	市町費 円	計 円	交付金 円	市町費 円	計 円	
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

区分 月別	収 入			支 出			差引 残高
	交付金 円	市町費 円	計 円	交付金 円	市町費 円	計 円	
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

区分 月別	収 入			支 出			差引 残高
	交付金 円	市町費 円	計 円	交付金 円	市町費 円	計 円	
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

4 多面的機能支払交付金に係る推進事業

区分 月別	収 入			支 出			差引 残高
	交付金 円	市町費 円	計 円	交付金 円	市町費 円	計 円	
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

消費税仕入控除税額等報告書

第 年 月 日 号

農林事務所長 氏 名 様  
又は  
静岡県知事 氏 名 様

[市町]  
市町長 氏 名  
又は  
[地域協議会]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名

年 月 日付け 第 号により交付金の交付の決定を受けた多面的機能支払交付金の交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |   |                                  |   |   |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 交付金の確定額                          | 金 | 円 |
|   | ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)         |   |   |
| 2 | 交付金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等   | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）        | 金 | 円 |

(注) 地域協議会は以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号（第4関係）

〇〇年度 農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
交付対象事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担金相当額	支出済額	うち国庫負担金相当額	翌年度繰越額	うち国庫負担金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付対象事業名」欄には、交付対象事業等の名称のほか、当該交付対象事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付対象事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付対象事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付対象事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫負担金額を内書（ ）すること。

様式第9号（第4関係）

財 産 管 理 台 帳

市町名		事業実施主体		事業実施年度						年度 ～ 年度				
事業の内容			工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考		
名称	工種構造・規格	施設区分 又は 設置箇所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)	経費内訳 (単位:円)			耐用年数	処分制限 年月日		承認 年月日	処分の 内容
							国費分	地方費分	その他					
計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。  
 5 複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。  
 6 「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

（注 4）法人その他の団体にあっては以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名